

平成 27 年第 3 回紀の川市議会定例会 第 3 日

平成 27 年 9 月 2 日（水曜日） 開 議 午前 9 時 29 分
散 会 午後 1 時 49 分

◎議事日程（第 3 号）

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）のとおり

○出席議員（20 名）

1 番 並 松 八 重	2 番 太 田 加 寿 也	3 番 船 木 孝 明
4 番 中 尾 太 久 也	5 番 仲 谷 妙 子	6 番 大 谷 さ つ き
7 番 石 脇 順 治	8 番 中 村 真 紀	9 番 榎 本 喜 之
10 番 坂 本 康 隆	11 番 森 田 幾 久	12 番 村 垣 正 造
13 番 竹 村 広 明	15 番 西 川 泰 弘	16 番 堂 脇 光 弘
17 番 室 谷 伊 則	18 番 上 野 健	19 番 石 井 仁
20 番 川 原 一 泰	21 番 杉 原 勲	

○欠席議員（1 名）

22 番 高 田 英 亮

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	田 村 武
市長公室長	林 信 良	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	竹 中 俊 和	危機管理部長	上 山 和 彦
市民部長	中 邨 勝	地域振興部長	森 田 英 嗣
保健福祉部長	服 部 恒 幸	農林商工部長	岩 坪 純 司
建設部長	福 岡 資 郎	国体対策局長	榎 本 守
会計管理者	森 脇 澄 男	水道部長	田 村 佳 央
農業委員会事務局長	米 田 昌 生	教育長	松 下 裕
教育部長	稲 垣 幸 治	企画部財政課長	杉 本 太

○議会事務局職員

事務局長	城 山 義 弘	次長兼議事調査課長	中 野 朋 哉
------	---------	-----------	---------

議事調査課課長補佐 岩 本 充 晃 議事調査課係長 藤 田 郁 也

（開議 午前 9時29分）

○副議長（杉原 勲君） おはようございます。

報告ですが、22番 高田英亮議長から、所用のため本日の会議を欠席させていただきたいとの届け出がありましたので、報告をいたします。

ただいま申し上げたとおり、議長が欠席されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を努めさせていただきたいので、どうかよろしくお願いします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回紀の川市議会定例会、3日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○副議長（杉原 勲君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、17番 室谷伊則君の一般質問を許可します。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

今回は、過疎化要因の解消についてお伺いいたします。

現在、少子高齢化が進み、それに比例して地域の過疎化も進んでおります。過疎化の要因には、さまざまなことが複雑に絡み合っており、なかなか原因を特定するのは困難ですが、過疎化の主な要因として、特に次の4点についてお伺いいたします。

まず1点目に、過疎地域への企業誘致促進についてお伺いいたします。

過疎化の大きな要因に、仕事、雇用がないことが上げられます。少なくとも雇用が生まれれば、過疎化の促進に歯どめをかけることが可能となります。そこで、現在本市において、企業からの問い合わせがあるのか、また過疎地域への企業誘致の取り組みはどのように考えているのか。さらなる企業誘致拡大に向けて、今後どのように取り組んでいくのかをお答えください。

2点目に、買い物弱者対策の取り組みについてお伺いいたします。

経営者の高齢化、後継不足、経営不振等により、身近な商店が閉店してしまった、高齢で車の運転ができず、足腰も弱くなり、買い物に出かけたくても出かけられない、こうした日常の買い物に苦勞している買い物弱者がふえています。このように、近くで買物ができない地域にはとどまれないということも過疎化要因の大きな原因だと考えます。こうした買い物弱者への対応、対策は急務だと考えますが、紀の川市の現対応と買い物弱者へ

の対応の必要性をどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目に、公共交通の見直しであります。この質問につきましては、昨日中尾議員の質問内容とも重複いたしますので、今回あえて詳しく触れませんが、過疎化解消の大きな要因でもあるということをしかり認識していただき、地域巡回バス運行の見直し編成と乗り合いタクシーの導入にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

4点目に、過疎化地域におけるライフラインの整備促進についてお伺いいたします。

過疎化地域における水供給施設、交通施設、情報施設の現状と今後の取り組みについて、各担当部局よりお答え願いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） おはようございます。

室谷議員の過疎化要因の解消についての御質問にお答えいたします。

まず、本市に対する企業からの問い合わせがあるのかについて、最近の現地案内を行った状況を説明させていただきます。

平成25年以降では、泉南のベアリング製造会社、東京に本社がある化粧品等の製造会社、福岡に本社のあるスキンケア商品の製造販売会社、宮城県に本社のある建築土木資材の販売レンタル会社、大阪市に本社のある食料品製造会社、東京都に本社のある家電製品製造会社など6社に北勢田第2工業団地を見学していただいております。そのうち4社が上水道の給水量不足等で進出を断られ、1社は県内他の候補地を選び、1社は賃貸希望でこちらからお断りさせていただきました。

現在では、平成26年1月から和歌山市の家具製造業者と継続交渉中でございます。また、今月には新規拠点を探している二つの企業に工業団地の情報を提供しているところでございます。

次に、過疎地域への企業誘致の取り組みについてでございますが、当市での企業誘致は主に北勢田第2工業団地と企業等が持っている空き工場等への誘致を行っているところでございます。山間地域への企業誘致となれば、周辺のインフラ等、条件整備や企業を誘致する受け皿がございません。山間地域で現在休校となっている小・中学校校舎などを対象に関係担当課と協議し、休校校舎への誘致が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、買い物弱者対策の取り組みについてでございますが、近年、食料品店の減少、大型スーパーの撤退した結果、山間地域だけでなく平野部においても、高齢者を中心に食料品や日用品の購入に不便を感じる消費者、いわゆる買い物弱者が増加しております。

紀の川市においても、高齢化が進んでおり、高齢化率は平成26年度では28.9%となっております。また、高齢による運転免許証の返納等により、買い物弱者が増加すると思われるので、紀の川市における買い物弱者に対する支援策に関係部署、民間業者、商

工会等との協議を進めていかなければならないと考えております。

次に、地域巡回バスは、山間部等の人口減少地域におきましては、非常に重要な交通手段であります。しかし、山間部等の地域においては、道路の幅員の問題や運行上時間がかかり、他の路線等への影響が出る地域が多くあるため、限られた運行車両や運行時間の中で、利便性の高い運行ができるよう地域の方の要望を参考に、バス事業者と協議等を行いながら運行路線等の改正を行っております。

次に、情報通信基盤設備の現状と今後についてですが、現在、市南東部の鞆渚地区、奥安楽川地区、細野地区、高野地区において、情報格差等是正のため光ファイバーによる情報通信網を整備し、維持管理を行っております。この情報通信網を利用し、本地域では、通信事業者である高速インターネットの利用が可能であり、また同設備を利用した地上デジタル放送の受信環境が整備されておりますので、今後ともこの情報通信網を現状のまま良好に管理してまいりたいと考えております。

○副議長（杉原 勲君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） おはようございます。

室谷議員の4番目のライフラインの整備促進の中の水供給施設の現状と今後の取り組みということで、水道部のほうから御答弁申し上げます。

平成26年度末における「水道法」の適用を受ける水道事業、紀の川市では上水道事業と簡易水道事業がございます。両事業への加入状況につきましては6万1,924人で、「対行政区域内人口」に対する普及率は94.2%となっております。

また、平成24年度から取り組んでおります鞆渚・細野地区への水道未普及地解消事業では、計画給水人口を600人と計画しており、これを加えますと普及率は95.1%程度となってきます。残る約5%弱の方々につきましては、飲料水供給事業並びに地元管理の水道組合、または井戸のみ家庭と予測できます。

水供給施設の今後の取り組みということですが、水道普及事業の要望等がございましたら、地域の条件等により最善の手法を検討することとなりますが、いずれにしましても多額の建設費と高額な接続費用等自己負担も必要となってきます。また、事業をやる上では、高い接続率と地元の強いまとまりと協力が必要と考えます。

以上でございます。

○副議長（杉原 勲君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 過疎化の進む山間部における道路の取り組みについての御質問に対し、建設部から御答弁申し上げます。

現在、山間部の国道及び県道の改築等につきましては、旧町から継続して今日まで外郭団体や市から県当局のほうに要望を重ねてまいりました。その結果、国道480号、県道上鞆渚那賀線、県道かつらぎ桃山線、県道垣内貴志川線において鋭意計画的に整備をいただき、新市合併以来10年を省みましても、それぞれにおいて進捗を見ていると見てございます。

また、市道につきましては、地元要望による優先順位や費用対効果を勘案した中で、安全性や利便性の向上を図るべく整備を進めてまいります。

今後の取り組みでございますが、議員御指摘のように、整備の必要な箇所がまだ多くございますので、県道等につきましては引き続き強く要望するとともに、市道につきましても同様に進めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（杉原 勲君） 再質問、ありませんか。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） ただいま各担当部長より御答弁をいただきましたが、今回企業誘致とインフラ整備については、各施設への再質問はいたしません。ただいま企画部長の答弁の中にもありましたけども、企業が進出したくても、水量が足りないから進出できないとか、そういったような条件を今後鑑みながら、地域、また過疎地域への利便性を図っていただき、もちろん過疎地域への利便性を図ることはもちろんのことです。また、過疎地域にしないために現在の過疎地域化の人口を減らさないということも、どのようにしてその地域に他市、他府県から移住・定住していただけるか、人口をふやせるかということも視野に入れつつ、そのためにはこういった整備が必要か、またこういった施策を実現していくべきかを真剣に取り組んでいただきたいと思います。

また、特に、2点目の喫緊の課題でもある買い物弱者対策についてであります。過疎地域においては、買い物弱者と言われる方がたくさんおられます。こうした問題を解決するため、各自治体では行政と民間企業、JA等が力を合わせ、移動スーパーを実施しています。

ここで、移動スーパーとは食料品などを車に積み、近くで買い物が困難な地域に車で食料や日用品などの販売方法のことですが、現在、和歌山県内では、伊都郡高野町、伊都郡かつらぎ町、有田郡有田川町、橋本市、和歌山市、また今月から御坊市のJA紀州では、高齢者の見守り活動を兼ねた移動スーパーマーケットを管内に走らせることになり、JA紀州管内の御坊市と由良町、日高町、美浜町、日高川町の1市4町の市長と町長が、JA紀州との間で調印を取り交わしたとありました。

今、地方のみならず、都市部においてもこうした買い物弱者と言われる方がふえています。ここで、8月30日付の読売新聞に、深刻化する買い物難民との記事が掲載されましたので、その一部を御紹介したいと思います。

「農林水産政策研究所の推計によると、自宅からスーパーなど食料品を扱う店まで500メートル以上離れ、自動車を持たない65歳以上の買い物難民は2010年に全国で約380万人、25年には約600万人に膨らむ見通しだ。郊外への大型商業施設の進出など、歩いて行ける身近な商店が減ったことに加え、年をとって自動車の運転をやめる高齢者がふえていることが拡大に拍車をかけている。こうした事態に対応するため、京都府宮津市のスーパーは、14年から移動販売車の運行を始めた。事前に、高齢者の需要が高いエリアを調査し、手数料10円を上乗せした生鮮品や総菜など、約500品目をトラック

に載せて回る。時には、電球の交換も手伝い、高齢者を手助けすることもある。週2回買う無職女性85歳、足が悪く本当にありがたい。実物を品定めできるし、生活が楽しいと笑顔で話せる」というような記事が載っておりました。

ただいま御紹介させていただいたその記事の一部にありましたが、実物の品定めができるし、生活が楽しいと笑顔を見せるとありました。私は、こういったことが過疎地域において最も大事ではないかと思います。また、移動スーパーを通して、地域のコミュニケーションも図れるのではないかと思います。

このように、地域活性と生きがいを見出せる移動スーパー事業を本市紀の川市においても民間企業と連携し、取り入れていく考えはあるのか。また、移動スーパー事業に対してはどのような考えているのかをお聞きし、2回目の質問といたします。

○副議長（杉原 勲君） 室谷議員に確認いたします。

移動スーパーについての再質問の答弁のみでよろしいでしょうか。

〔室谷議員「はい」という〕

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

近隣の市町村の状況を見ますと、高野町、かつらぎ町、有田川町では、某スーパーが移動販売を実施しております。移動スーパーを実施することによりまして、定期的にその場所に地域住民の方が集まることとなりますので、何日も来ない人があったときに、病気になっている等、何かあったのかの疑問も出てきますので、移動販売と同時に安否確認も可能となり、また地域の方が集まるコミュニティの場ともなることが考えられます。

現在、導入している町でも、移動販売とあわせて災害時の物資調達に関する支援、見守りサービス及び安否確認も提携しておりますので、今後実施については、先ほどもお答えさせていただきましたが、関係部署、民間業者、商工会等との協議を進めていかなければならないと考えております。そのときには、移動販売だけでなく、付加価値もつけて包括的な協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問、ありませんか。

室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（質問席） ただいま部長の答弁をお聞きし、過疎地域のみならず買い物困難地域への移動販売の必要性は十分御理解していただいているという認識をいたしました。その上で、買い物弱者対策をぜひ早期対応に向け取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になりますので、最後に市長にお伺いをいたします。

紀の川市も、合併より本年度10周年を迎えます。市長は、過疎地域のみならず紀の川市全体を考え、昨日の答弁の中にもありましたが、地域巡回バスの市内全域への運行をは

じめ、未給水地域への配慮、対応等々を住民サービスに取り組まれていることは十分理解しているところではありますが、生活の基本である食品購入のさらなる利便性を図るため、移動スーパー事業の実施も含め、過疎地域解消のための住民理解も深めつつ積極的に取り組んでいただけるお考えはあるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 室谷議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

合併以後、今年で10周年を迎える、その5町合併当時は、できるだけ同じ条件といえますか、山間地域も平野地域も豊かな生活ができるようにという事業なり、また今進めております鞆淵・細野地域への水道等、また道路等についても、道路さえよくなれば若者であれば5分走ればかなりの山間地まで入れるということの中で、検討も相談をさせていただき、進めてきてる状況の中で十分やれたとか解決できたとはまだ思っておりません。

その中で、今、室谷議員から御質問あったひとり暮らし等々でスーパー等々食料品を買い求めるのに大変苦勞しておられる方々もあるということは承知をいたしております。これなんかも、あるスーパーが他地域でやっていただいているというふうな話も聞くわけですが、市からそれを呼びかけてやってもらいたいと、もちろんお世話はさせていただくつもりはございますけれども、やはり福祉、サービスというだけのことではいけない面もあるわけで、そのお互いが食料を買い求める場合も、いろいろ創意工夫して、週に1回とかそういういろいろな今後の対応を地域の皆さん方と相談をさせていただきながら、市としてできるそういう応援はさせていただきたいと、そのように思っております。

○副議長（杉原 勲君） 以上で、室谷伊則君の一般質問を終わります。

○副議長（杉原 勲君） 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可します。

大谷さつき君。

はじめに、救急情報キットについての質問をどうぞ。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 6番、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、議長の許可をお願いします。

質問の説明に、このようなキットを使わせていただく許可をいただきます。

○副議長（杉原 勲君） 許可します。

○6番（大谷さつき君）（質問席） それでは、救急情報キットについてお伺いします。

本市では、高齢介護課から、救急医療情報キット配布事業として、「命のボタン」を平成24年から配布されています。この「命のボタン」は、高齢者65歳以上の該当する方、また要援護者、障害者などの安全・安心を確保することを目的に、かかりつけ医、薬剤情報提供書写し、持病などの医療情報や診察券、これも写し、健康保険証写しなどの情報、そして緊急の連絡先といった個人情報に記載した用紙を専用の容器に入れます。保管場所

は、どの家庭にもあり、比較的見つけやすい自宅の冷蔵庫の中に保管しておきます。救急隊員が発見しやすいよう、玄関ドアの内側にステッカーを張り、もう一カ所は冷蔵庫の扉の外側にマグネットでステッカーを張るようにしています。

万が一、救急搬送が必要になったとき、駆けつけた救急隊などが本人の同意なく冷蔵庫の中のこの「命のバトン」を取り出し、中に記載されている情報をもとに、適切かつ迅速に搬送先が決められるという仕組みです。

この救急情報キットは、全国的にも高齢者、障害者の方を対象に配布している自治体が多く、救急隊もいち早く情報を得ることができています。

今回、那賀消防組合消防本部に行き、この「命のバトン」の状況をお伺いしました。本市と2市により組織された那賀消防組合です。本市に出動でき、現在では対象者だけの配布となっているので、救急隊員はどう確認して「命のバトン」を何度も利用するケースもありました。もし、紀の川市全戸に配布されておれば、迅速に搬送することができます。全国に先駆けて、市民の安心・安全を守るためにも、「命のバトン」を全戸配布してはどうかと考えます。

1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

御質問の救急情報キットにつきましては、先ほど議員のほうから丁寧に説明のほうさせていただいたとおりでございます。それで、平成24年度に「地域支え合い連携体制構築事業」の県補助金としてのこの活用で、紀の川市として1万個の購入いたしているところでございます。

また、その配布につきましては、補助事業採択に基づき、議員がおっしゃられたとおり、65歳以上の独居高齢者・高齢者世帯の実態を民生委員さんに把握していただくとともに、救急情報キットの説明と記入・配布に御尽力いただき、現在約5,500戸に配布しているところでございます。

また、その活用につきましては、幸いにも大きな災害が今のところ起こってませんが、配布時から現在まで多くはございませんが、その活用例について、一つ例を挙げさせていただきますが、救急搬送時に息苦しさのため会話がしづらく、訴えや状態、家族への連絡先等を聞くことが困難であったが、救急情報キットの情報から親族・病院等への連絡がスムーズに行えたとの報告をいただいているところでございます。

今後も高齢者、障害者の方々が安心して生活できるよう新たに65歳になられた方の生活実態の把握も含めまして、救急情報キットの配布事業を継続していきたいと考えているところでございます。

御質問の全戸配布についての質問であります。当初の補助事業採択の基準からですが、

この救急情報キットの全戸配布については、今のところ考えておりませんが、救急医療活動や災害時の医療救護活動を行う場合、情報の必要性は当然ございますので、安心・安全なまちづくりを進める危機管理体制から関係部と協議してまいりたいと思いますので、御理解よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（杉原 勲君） 危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） それでは、大谷議員より御質問いただきました緊急情報キット「命のボタン」を、高齢の方だけではなく全戸配布してはどうかという御質問につきましてお答えさせていただきます。

危機管理部では、本年度から「避難カード」を自主防災組織設立100%目標年次の平成31年度までに、単に全世帯に配布するのではなく、自主防災組織の活動・研修の中でその必要性を理解いただいた上での配布を考えてございます。

また「救急情報キット」については、ただいま保健福祉部長から答弁があったように、高齢者や障害者の方々の安全・安心を確保することを目的に実施している事業であること。また、先ほど申し上げました「避難カード」を配布予定のことから、「救急情報キット」の全戸配布は現時点では考えてございません。

しかし、「救急情報キット」の配布については、民生委員さんに御協力をお願いしていることから、自主防災組織を通じて、その研修活動の中で、まず、「救急情報キット」の目的をさらに理解していただき、また、そうすることにより広域のエリアを担当いただいている民生委員さんが活動しやすいように地域ぐるみでリスクマネジメントの充実を図っていけるよう周知してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○副議長（杉原 勲君） 再質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長から御答弁いただきましたが、配布対象を広げれば、現在家族と同居されている高齢者は対象外でしたが、若い夫婦が留守のとき、万が一高齢者だけで救急搬送が必要になったとき、救急隊員に情報が伝わりにくかったりします。また、日中や夜間など家族あっても、一人で過ごす時間が多い世帯は妊婦さんも対象だと思いますし、若い方で持病を持ったひとり暮らしの方もいます。

そういった意味合いからも、病気や出産時の対応だけでなく、災害時にもこの「命のボタン」があれば、情報を的確につかむこともでき、二次災害をも防げます。

以上の観点から、全戸配布は難しいとの答弁がありましたが、まずは随時、少なくとも希望者の人に配布してはどうかと考えます。部長の御答弁をお伺いします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（自席） 大谷議員の再質問にお答えいたします。

「救急情報キット」につきましては、高齢者や障害者の方々の安全・安心を確保するこ

とを目的に実施してございますが、その配布対象にならない方で、「避難カード」に項目のない既往症、またかかりつけの医療機関等の情報があり、それにより大切な命が助かる可能性があることは事実でございます。

今後、リスク管理を高め、危機管理をスムーズに行えるよう進めをしていく中で、全戸配布についても一つの課題としてまいりたいと考えます。

大谷議員お説の希望者の方々への配布につきましては、現在、民生委員さんにおかれまして、保健福祉部で実施している事業の対象者以外の方で、「救急情報キット」が必要であろう方々に配布いただいていると聞いてございますが、さらなる啓発・周知を進めていく中で必要とされる方々への配布については、関係部署と十分協議を行い配布できるよう検討してまいりますので、御理解、また御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問はありませんか。

〔大谷議員「はい」という〕

○副議長（杉原 勲君） 次に、ごみのポイ捨て対策についての質問をどうぞ。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 次に、ごみのポイ捨て対策についてですが、前回、並松議員がごみの不法投棄対策について一般質問されましたが、今回、私は市が管理しています公共施設付近にごみのポイ捨てやごみの置き去りについて、お伺いします。

本市は、自然が豊かで美しく、清らかな水が流れ、青く澄んだ空と美しい山並みに囲まれ、広大な田園風景が数多くあり、環境に恵まれている美しいまちです。

ことは、特に暑かったため、自然と涼を求めて川辺や公共施設周辺にもキャンプやバーベキューをされる方が多かったようです。市外からも多く来てくださり、十分楽しんで帰られますが、ごみを持って帰る人は少ないようです。本市の「たび旅散策マップ」にも、貴志川のきしべの里でキャンプやバーベキューが楽しめますと紹介していますので、多くの方たちが土日を問わず遊んで帰り、ごみを置き去りにしています。

本市では、定期的にごみを収集されているようですが、収集された後にごみを置いていくので、夜にカラスなどに荒らされて近所の方々から異臭がするし、景観が悪くなると苦情が出ています。特定美観地域として、罰則規定を設けてはどうでしょうか。

1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 建設部が所管してございます都市公園につきましては、紀の川市都市公園条例において、ごみの置き去り等に関する罰則規定を設けてございます。都市公園の清掃等につきましては、管理委託もしくは直営で実施しておりますので、ごみが散乱するというような事案はないと認識してございますが、今後も快適に利用していただけるよう適切な管理に努めてまいります。

なお、河川区域につきましては、河川法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の罰則規

定が適用されることになります。

○副議長（杉原 勲君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 大谷議員御質問のごみのポイ捨て対策につきまして、教育委員会が所管いたします社会教育・社会体育施設について、答弁をさせていただきます。

教育委員会では、管理を民間に委託している施設、あるいは市が直接管理している施設がございますが、ともに管理担当者が見廻りを実施し、利用者・使用者が快適に使用できるよう適切な管理に努めているところでございます。現在まで、ごみの散乱等の事案は確認しておりませんが、今後も引き続き利用者に対し注意喚起を行うことにより、快適な施設環境を保ってまいりたいと考えております。

また、罰則規定を設けてはどうかという御質問でございますけれども、施設の利用につきましては、団体名及び利用責任者が許可申請書を提出いたしますので、紀の川市社会体育施設管理規則の「禁止行為」を行った場合や「遵守事項」を守らなかった団体及び責任者に対しては、次回以降の利用をお断りすることになりますので、現段階において罰則規定を設ける予定はございませんので、御理解を賜りたいと思います。

○副議長（杉原 勲君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 大谷議員の御質問にお答えをいたします。

きしべの里公園につきましては、貴志川の親水公園として旧町で整備され、現在も県より平成34年3月31日までの間の河川敷地占有許可をいただきまして、市で管理をしているところでございます。

また、公園から貴志川河川敷につながる一帯は、天候がよい休日となれば、バーベキューなどの家族連れでにぎわう人気の場所でもあります。モラルのない観光客がごみを放置していくことにより、次々とごみがたまる悪循環となっており、美観を損ねる深刻な事態となっております。

市では、近隣に居住する2名の方と清掃業務委託契約を交わし、定期的に園内のごみ収集及び分別業務、来場者へのごみ持ち帰り啓発などの美観保持業務をお願いしているところでございますが、残念ながら公園外である河川部分において、抜本的な解決には至っておりません。

今後におきましても、内外を問わず、適切な対応に努めていただくよう指導をしてまいりたいと考えてございます。

なお、建設部長からもお答えをいたしました。河川法におきまして罰則規定も設けられておりますので、河川管理者である県ともこの問題について協議を重ねてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（杉原 勲君） 再質問、ありませんか。

大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 最後に、市長にお尋ねします。

担当部長から御答弁をいただきましたが、ここで佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例を紹介します。

平成21年6月議会に、2名の児童から、「ごみのポイ捨て禁止条例制定に関する陳情」が提出され、全会一致で採択しました。日ごろから、家族で自宅周辺のごみ拾いで苦労していた児童の素朴な投げかけでしたが、美しいまちづくりの大切さを再確認するきっかけになりました。

議会では、ポイ捨てのない佐久市にしようとの強い思いから、議員有志と市所管部局が研究会を設置して検討を重ねてきた「佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例」が上程され、全会一致で可決しました。

具体的な特色を上げていますが、一例として、河川・道路等の月1～2回程度の見回り、違反行為等を発見した場合の市長への通報や罰則規定まで設けています。紀の川市のきしべの里においても、河川法で罰則規定があるにもかかわらず、旧町時代から何年経過しても同じ状態です。

本市には、年間観光客が210万人以上を超えています。また、貴志駅は、猫のたまちゃん効果で日本のみならず世界的に有名になり、毎日大勢の方が来られます。これからも国体で多くの方がみえます。地方施策にもありますが、魅力ある田園観光交流のまちづくりのため、本市に好印象を持っていただくためには、ぜひとも公共施設特定美観条例を制定されてはどうかと考えます。市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 大谷議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

ポイ捨てはじめ、美化推進に対していろいろと先ほどから御質問ありました。

特に私は、貴志川諸井橋周辺のあの水辺環境の公園、立派なものができた途端にはありますが、前々から土曜・日曜になりますと非常に多くの皆さん方がお越しをいただいて、ごみだけ残して帰られる状況の中で、何とかならないかと旧町時代にも検討を皆さん方で考えをしていただきました。

袋を買っていただいて、その袋に入れて持って帰ってもらうとか、いろいろありましたが、なかなか人さまざまといいますか、今は市ですが、町の時代に「何でそんなことをやらなきゃいかんのな」というふうな罰則規定があったようで、それがきっちりと警察じゃありませんからなかなかやれない状況もあったわけで、担当をしてもらえるほどの人すらなかなか来てもらえない。積み重ねたごみの処理は、付近周辺の皆さん方に毎週といいますか、月何回か持ち出しをしていただいておりますけれども、来ていただけるバーベキュー等々を楽しんでおられる来訪者にいろいろな注文をつけるという、そのことをやってもらえる方がなかなかない状況であったわけであります。

そんな中で、紀の川市になり、紀の川市では環境保全条例というものを制定をしており

ますが、今、大谷議員おっしゃられる公共施設の美化推進の環境条例というものをいうことであります。もちろんごもっともな、また大事な御質問だと承知をいたしております。

今後、検討させていただいて、議員皆さん方の御意見もお聞かせをいただきながら、少しでも紀の川市がごみの少ない環境のいい紀の川市にしていけるように、一緒になって頑張りたいと、そのように思っております。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問はありませんか。

以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

（休憩 午前10時21分）

（再開 午前10時35分）

○副議長（杉原 勲君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○副議長（杉原 勲君） 次に、13番 竹村広明君の一般質問を許可します。

竹村広明君。

はじめに、合併10周年を迎え、今後の重点施策の取り組みについての質問をどうぞ。

○13番（竹村広明君）（質問席） 通告に従い、一般質問を行います。

まず、はじめに、合併10周年を迎え、今後の重点施策の取り組みについてということで、質問をさせていただきます。

平成17年11月7日に、旧那賀郡の打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町の5町が合併し、紀の川市が誕生し、本年11月で10年を迎えようとしています。この間、合併特例債を利用して、小・中学校の耐震改修や建てかえ、新庁舎・河南給食センター・市民体育館等の建設、井田中ノ才線の道路整備及び広域でのごみ焼却場の建設を行ってまいりました。

そこで、1点、お聞きいたします。

今までの合併特例債の借入総額と期限の延長措置により今後も合併特例債を借り入れて事業を行っていくと思いますが、今後の借入予定金額をお聞きいたします。

次に、平成26年10月に策定した市の財政計画では、平成29年度が公債費のピークを迎え、市の財政を圧迫するとともに、平成28年度以降、地方交付税が段階的に縮減されることになっています。

こうした中、財政計画では、投資的経費は平成28年度で25億6,900万円、平成29年度で22億6,500万円と年々減少し、平成34年度では8億7,300万円となる見込みとなっています。このように、毎年減少していく投資的経費を有効に予算に反映させるには、年度ごとに重点施策を絞り、取り組むべきだと考えますが、どのように考えられているのか、まずお聞きいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 竹村議員の御質問にお答えいたします。

合併特例債の累計発行額につきましては、平成17年度以降の建設事業分といたしまして、平成26年度末の決算値で申し上げますと、233億2,670万円となっております。

また、今後の合併特例債の発行予定額についてですが、昨年10月に策定しました財政計画において発行可能な最終年度であります平成32年度までの累計額といたしまして約334億円、発行可能額に対しまして、約94%の発行を予定しております、今年度以降、平成32年度までの6年間で約100億円の発行を見込んでございます。

次に、投資的経費の状況でございますが、合併後10年間で、小・中学校の耐震化をはじめ、新庁舎の建設など、合併特例債等を活用して基盤整備に取り組んでまいりました。

平成28年度以降は、実質的な普通交付税が段階的に縮減され、財政状況はますます厳しくなっております。投資的事業の実施に当たっては、限られた財源を有効に活用し、長期総合計画の実施計画に基づいた事業執行に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（杉原 勲君） 再質問、竹村広明君。

○13番（竹村広明君）（質問席） ただいま企画部長より特例債の発行額、また今後の発行見込み額や投資的事業の取り組みについてお聞きいたしました。

市長にお伺いいたします。

本定例会終了後には、新年度の予算編成に取り組んでいかれると思います。合併10周年を節目に、今後こういった施策を重点的に取り組んでいかれるのか。また、紀の川市を今後どのような市として発展させていくのか、市長としてのお考えをお聞きいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 竹村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

合併、ことしで10周年ということで、まずは安全・安心、特に小・中学校等の校舎建てかえ・補強等、10年かけて頑張ってきたところでありますし、市民が安心していけるような道路等、池をはじめ、やれる範囲のいろいろな事業に取り組んでまいりました。また、特に、5町合併していろいろな格差といいますか、立地的違いの中で調整を図りながらバランスのとれた紀の川市にということも大切だということで、この10年進めてきたつもりであります。

これからは、もちろん少子化、また人口減少等避けて通れない問題がたくさんありますけれども、今、特に京奈和自動車道の来年開通、また議員各位に大変お世話になっております打田から上之郷へ通ずる関空直結道路等々、この問題が和歌山県にとって、特にまた紀の川市にとって、今後の大きな発展の大事な道ではないかなと、そのように思っております。

この問題に皆さん方と一緒にあって、一生懸命そう1年、2年ではでき上がらないと思いますけれども、私は道をつけるというよりも、道筋をつけたいと、そのように思っているところでございまして、決まれば、かなりのスピードでやってもらえるものと思っておりますけれども、まだそこまでいっておらないのが実態でもございます。

それと、皆さん方にせんだってつくば市まで研修に行ってくださいましたが、安全・安心の面で、岩出頭首工の改良等、この改良だけで解決するかどうかということはまだ定かではありませんけれども、今の現状よりはよくなること。

というのは、毎秒200トンの水が放流されるという画期的な事業でもあるわけで、80億円余りのお金をかけてことは設計をし、来年から事業にかかってやろうということまで来ておるわけで、この安全・安心と、先ほど申し上げた道路、紀の川市、また和歌山県の起爆剤となる関空道路のこれらについて一生懸命紀の川市として取り組んでいくことが、まだまだ細かい点はいろいろあると思いますけれども、大まかに言えばそういうことになろうかと、そういうことで、皆さん方の御協力を得ながら進めていけたらと、そう思っております。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問、ありませんか。

〔竹村議員「ありません」という〕

○副議長（杉原 勲君） 次に、若手職員の人材育成についての質問をどうぞ。

○13番（竹村広明君）（質問席） 次に、若手職員の人材の育成についてということで、質問させていただきます。

現在、紀の川市では、国際的視野や国際的感覚を高めることを目的に、姉妹都市である韓国の西帰浦市と職員の人材交流を行っております。これからは、今までと同じような行政運営をしていたのでは、なかなか時代の流れ等々立ち行かなくなるのではないかと考えられます。

これからの若手職員の人材育成を含め、職員の人材育成をどのように考えられているのか、まずお聞きいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、竹村議員の御質問、これからの若手職員の人材育成を含め、職員の人材育成の考え方と現状について御答弁をさせていただきます。

紀の川市人材育成基本方針には、「人材こそが最も重要な経営資源」と記しております。特に若手職員には、まずは地方公務員としての基本姿勢を身につけ、その一方では、時代の新しい潮流の中で、斬新な感性や柔軟な発想などに大いに期待をしたいと考えているところであり、韓国西帰浦市との派遣交流事業や自治大学をはじめとする各種研修機関への派遣に積極的に取り組んでおります。

また、本年度からの新たな取り組みとしまして、職員提案制度に、より積極的な企画立案を促すため、採択された職員には人事記録簿に登載し、人事評価制度に反映させる方向

で進めているほか、若手職員の柔軟な発想を活用するため、企画部企画調整課が中心になり、採用10年未満35歳以下の職員から公募した14名の職員による、庁内横断的なプロジェクトチームを編成し、本市政策課題に関する調査研究を行うなど、若手職員の活躍に期待する事業にも着手してございます。

合併して10年、職員数を計画的に縮減させているところでございますが、限られた職員のスキルアップ、紀の川市の将来のための人材育成は、多様な市民ニーズへの対応や厳しい財政状況など、本市を取り巻く環境が大きく変わろうとしている現在、最重要課題と位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（杉原 勲君） 再質問。

竹村広明君。

○13番（竹村広明君）（質問席） それでは、再質問させていただきます。

話は少しそれますが、恐縮でございますが。

かつて第二次世界大戦の開戦時に、山本五十六連合艦隊司令長官は、航空機による時代を予期し、戦艦ヤマトの建造に反対し、日米開戦に最も反対していたと言われております。これは、山本長官が開戦前にアメリカに駐在していたことがあり、アメリカの重工業を目のあたりにして、肌身で日本との国力の差を認識していたからだと言われております。

私は、これからの紀の川市を担っていく20代から30代の若手職員を対象に、アメリカやヨーロッパなどの先進諸国で研修を行い、日本と違った先進諸国の取り組みを肌身で感じることで、今までの行政のやり方を踏襲することなく、新たな発想や感性を生み出し、市長の考えられているいろいろな施策に取り組んでいけると思いますが、その点についてどのように考えられているか、お聞きいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えいたします。

職員が新たな発想で市長の考えている施策を進むことは、特に感性が大事、その一つの方法として、欧米諸国など先進地へ派遣を実施し、視野の広い職員を育成してはという御提案ですが、先ほど申し上げましたとおり、職員研修は非常に重要であり、地方分権を乗り切るためには人材育成は最も大切な事業でございます。

西帰浦市とのように、姉妹提携を結んで実施する方法も成果を上げておりますが、現在総務省が実施している「地方公務員海外派遣プログラム」など各種国際交流事業もございまして、これらの事業に前向きに参画するとともに、若手職員が外部のすぐれた人材や施策に触れ、それを紀の川市に還元し、そして紀の川市の発展につなげてもらえる絶好の機会でありますので、職員がどんどん手を挙げやすいような環境づくりにも努めていく考えでございます。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問は。

竹村広明君。

○13番（竹村広明君）（質問席） 最後に、市長にお伺いいたします。

部長の答弁にありました総務省が実施している地方公務員海外派遣プログラムなどもちょうどいいかなと思いますが、参加できる人数が少なく、また時間もかかると思います。私は、福利厚生も踏まえ、年に20人程度の職員を団体の海外旅行にでも参加させてもよいと思っております。フランス、イタリアで、一面に広がるワイン用のブドウ畑を見る、砂漠のど真ん中で住民税が無料、世界一安全・安心な場所ラスベガス、またアメリカの見渡す限りの麦畑、このような場所を職員が見て、触って、感じる事が、今までと違った発想となり、新しい行政運営に大きな戦力になると思いますが、市長の考えをお聞きいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 竹村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

職員の資質向上を高めるための海外研修、人数は20人という提案でありましたが、20人に限らず、遊びに行ってるの違うかと言われたい、実際に職員が外国を見てき、それが紀の川市発展に生かせるかどうか。見てこなきゃわかりませんが、いいことだと私も思っております。

しかし、私はまず、ことしになって和歌山市が東京事務所に3名か4名の職員を張りつかせたということの中で、よく個人的な名前申し上げますが、二階先生から、「紀の川市の職員を国に派遣したらどうや」と、ということは、今、大きな紀の川市の仕事等については、大体国に頼る事業が多いわけでありまして。市の体育館、立派なものができました。50%国の補助金であります。貴志川で言いますと、平池の都市公園ができました。これもほとんど国の予算であります。

そんな中、まだまだいろいろと農協の流通センターに行くあの臨交金の補助金、もうあの仕事が臨交金という最終の制度であったわけでありまして、滑り込みセーフで使わせていただくことができたわけです。それは、東京に職員、しっかりと職員が農水省、また国土交通省、総務省等を営業というんか、勉強というんか、回ることによっていろいろな我々和歌山県、紀の川市においてわからない国の制度というのがたくさんあると思うんですね。それらをこの仕事が紀の川市に当てはまらないかというふうな、まず職員を派遣をして勉強してもらおう。そのことが大事ではないかなと、そう思っておりますし、竹村議員言われる外国への研修というものも大事だということも承知をいたしておりますので、十分検討させていただいて取り組めたらと、そのように思っておりますので、皆さん方の御協力をよろしくお願い申し上げたいと、そのように思います。

○副議長（杉原 勲君） 以上で、竹村広明君の一般質問を終わります。

○副議長（杉原 勲君） 次に、9番 榎本喜之君の一般質問を許可します。

榎本喜之君。

はじめに、債権の管理についての質問をどうぞ。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 議長の許可が出ましたので、一般質問をします。

債権の管理についての質問は、平成24年第4回定例会においても質問をさせていただきました。債権を分類し、債権管理条例をつくってはという質問でした。

市税と国保税については、収税課もあり、滞納処分に力を入れられておりますが、その他の債権は担当課によって管理されています。第2次紀の川市行財政改革大綱には、税の滞納処分の強化は明記されていますが、その他の収入については、「収納率の向上に努める」との表記でしかありません。次の大綱には、税以外の滞納についても強化していくことを明記する考えはありますか。

以前の質問以降、水道部では未収金の回収に民間の活用を行っているようですが、その成果はどうなっていますか。水道には、給水停止処分実施要綱もありますし、今や安全な水はコンビニでも通販でも買える時代になっています。給水停止については、どう考えていますか。

以前の質問で、市税等滞納整理対策本部の長である副市長より、「債権管理条例の制定は意義があり、対策本部や特別プロジェクトチームの中で研究するので、しばらく時間をいただきたい。まずは、債権ごとの管理マニュアルの作成に努める」との答弁をいただいておりますが、現在どこまで進んでいるのですか。

紀の川市は、現年分の収納率は高く評価できます。滞納分についても、収税課が担当する市税や国保税は成果が見られますし、住宅管理課やほかの課でも時効停止などの対応はしていると思いますが、それでもなおの不納欠損処分、その課程や根拠がばらばらになっていませんか。督促状を出すだけで、直接面談するなどせず、時間が来れば不納欠損処分にしていたり、強制徴収可能なのにそれもせず、時効を迎えてしまったりしている債権もあるように思います。不納欠損処分は、既に調定された歳入が徴収できなくなったことを表示する決算上の取り扱いでありますから、時効により消滅した債権、放棄した債権等について行うべきだと思います。

1回目の質問とします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 榎本議員の債権の管理についての御質問にお答えいたします。

計画期間が、平成23年度から平成27年度までの現行の第2次紀の川市行財政改革大綱では、行財政改革の重点項目として、「自主性・自立性の高い財政運営の確保」、「財政の健全化」を掲げ、市税につきましては、公平負担の観点から、滞納者に対して滞納整理処分を強化することを明記し、使用料、手数料、その他の収入につきましては、収納率の向上に努めることを目標に掲げております。

議員御質問の次の大綱には、税以外の滞納についても強化していくことを明記する考え

についてでございますが、財政健全化と市民負担の公平性を考慮すれば、市税だけではなく全ての債権回収を効率的に行い、収納率を上げることは本市の課題であり、滞納債権への全庁的な取り組みは当然のことと考えております。

市税以外の債権の管理適正化については、担当課で法令に基づいた債権管理を行うことが原則でございますが、次の行財政改革大綱への市税以外の滞納処分強化の明記につきましては、関係各課と調整を図り、外部委員であります「行財政改革推進委員」の意見をいただいた上で、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（杉原 勲君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） 水道部から、水道料金の回収を民間委託している、その成果はという御質問と給水停止に関しての考え方、状況について答弁させていただきます。

滞納整理業務につきましては、平成25年7月から一部委託を開始し、委託業者から1名を水道総務課に常駐していただき、25年、26年度の2カ年実施してまいりました。

成果としましては、委託前の平成24年度決算時の水道会計未収金と平成26年度の決算における水道会計決算ベースでの未収金の比較を行った結果、957万6,523円の減、率にして9.8%の減少、件数では2,773件の減、率にして10.4%の減少という結果が出ております。

それから、給水停止処分の状況、また考え方ということですが、本年度から紀の川市給水停止処分実施要綱による「給水停止処分」まで行うことを業務に追加して取り組んでおるところでございます。本年度第1回目としまして、給水停止予告通知を5月に発送いたしました。対象者は44名でございました。この対象地区は、桃山地区及び長期水道未使用者については全域でございます。

対象者の条件としては、納付誓約を提出しているにもかかわらず常時約束を守っていない、また6カ月以上滞納している等、一定の条件のもとに抽出を行っております。この44名に停止予告を発送した結果、全額の納付もしくは一部納付、また納付誓約書の提出等により停止予告の解除、予告の中止扱いとなった者が30名ございました。最終給水停止決定通知対象者は残る14名となりまして、この8月25日に給水停止の決定通知を発送し、給水停止処分の執行は昨日の9月1日から、ちょうど今行っている最中でございます。計画では今年度、あと2回、来年度からは年間4回程度を目標に実施していきたいと考えております。考え方としまして、停止するのが目的ではありませんで、少しでも入金していただき、納付の公平性を図るということを最終目的として取り組んでいます。

以上でございます。

○副議長（杉原 勲君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 総務部から、榎本議員の御質問にお答えいたします。

債権管理につきましては、平成24年第4回定例会において、議員からの御質問をいただきました。その後、収税課並びに市税等滞納整理対策本部の取り組みについて、まず御

報告させていただきます。

平成25年1月12日に、民間会社の主催による債権管理研修があり、収税課・高齢介護課・子育て支援課・水道総務課・住宅管理課の5課7名が参加し、債権管理条例を検討する事前準備として市の債権の種類を整理する必要がある、また債権の種類により、時効管理の根拠が異なることなどの研修を受け、まずはそれぞれの債権を分類するところから始めることといたしました。

その後、平成25年3月15日に、市税等滞納整理対策本部会議を開催し、債権管理上の課題や問題点を整理するとともに、対策本部長である副市長から、強制徴収できる債権について、各課において債権管理マニュアルを作成するよう指示がございました。以降、平成25年度、平成26年度においては、収税課で各債権の管理状況を取りまとめ、滞納状況や時効管理、また問題点とその解決策をまとめた一覧表を作成し、債権管理マニュアル作成に向け取り組んできたところでございますが、現状では債権管理マニュアルの作成には至っておりません。

また、不納欠損処分に至る過程や基準がばらばらではないかという御質問ですが、公債権のうち強制執行できるものは、市税と同様に処理されることは言うまでもありませんが、非強制の公債権や私債権のように、不納欠損処理の明確な根拠が確立されていない債権もございます。また、強制徴収債権であっても、市税の例により処分できていない債権もございます。市民公平性の観点からすれば、具体的な基準やルールを決めることで適正な不納欠損処理を行うことができ、市民や議会への説明責任が果たせるものと考えております。

○副議長（杉原 勲君） 再質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再質問、させていただきます。

副市長から、債権管理マニュアルを作成するよう指示があったにもかかわらず、できていない。まだ、時間が足りなかったのでしょうか。理由はいろいろあると思いますが、今のままで十分でしょうか。

全国で住民訴訟として、公金の賦課徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実ということで、職員に対して損害賠償命令判決が出た例もあります。マニュアル作成には、それなりのノウハウは要るでしょうし、人事異動により収税課でノウハウを得た人を異動させるとか、収納対策室を設置し、現課とともにマニュアルづくりから始めるとかいうことに取り組んではどうでしょうか。研修を受け、対策本部を開き、滞納に対する問題点を洗い出しているにもかかわらず、マニュアルの作成まで至っていないのは、ふだんの仕事が忙し過ぎるのでしょうか。

ならば、ことして国体が終わります。国体対策局の人員分の人数で収納対策室がつくれるのではないのでしょうか。マニュアルができ、適正に管理されるようになれば、いずれこの対策室も解散できるようになると思います。市税等滞納整理対策本部、本部長の副市長にお聞きをいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副市長 田村 武君。

○副市長（田村 武君）（自席） 副市長の田村です。私のほうに御質問いただきました。

今までの取り組みとか内容及び経過につきましては、各部長から答弁をさせていただきましたとおりであります。

マニュアルできてないかということについては、私も遺憾に思っております。理由につきまして、マンパワーの不足とかいろんな面もあると思いますが、税と同じ性質の強制徴収公債権については、差し押さえなどの強制手続をしなければならないという意識を職員自身が持つことが大事であり、意識や徴収業務のノウハウを十分把握をして、職員には取り組んでいただきたいなと、こんなに思っております。

議員からの御提案のありました意見については、十分心にとめて職員の異動等にも十分考えていきたいなと、こんなに思います。

まず、債権を管理している担当部署が法律に基づいて債権管理の徴収をすることを再度全庁的な取り組みとして徹底をして、また継続的な改善を進めてまいりたいと、このように思います。

以上です。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問はありませんか。

〔榎本議員「ありません」という〕

○副議長（杉原 勲君） 次に、学校給食費の公会計化についての質問をどうぞ。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 次に、給食費の公会計化について、質問をさせていただきます。

河南学校給食センターができ、市内の小・中学校の給食は全てセンター方式になりました。給食費は私会計で、1年で億単位のお金が管理されています。これを公会計にする考えはありませんか。多額のお金が私会計で管理されている、コンプライアンス的にどうなのでしょう。

現在、引き落としで給食費を徴収している学校もたくさんあります。公会計にて管理することに大きな障壁があるとは思えません。公会計にすると、学校に払うということから市に払うというふうに変えられ、滞納がふえるとも言われたりします。

今、市では、滞納者の了解のもと、児童手当との相殺を行っています。そこで、小・中学校の入学時に基本は引き落としであるが、全ての保護者に児童手当での相殺の承諾書に記入していただくことで、見た目の給食費無料化になるのではないのでしょうか。

紀の川市の給食費の滞納は非常に少ないと聞いていますが、未収金分は給食の食材費として使うことができない。保護者としては、たとえ少額であっても払った分を子どもたちが食べられていないことにもなります。児童手当は、所得制限や公務員の方々には出ていないといった問題もありますが、高額所得者や公務員の方が滞納するとは考えにくく、給食費の100%徴収が実現できるように思います。

また、教職員の学校給食に対する仕事量が軽減され、その分、児童・生徒に向き合う時間がとれば、より充実した教育環境になるのではと考えます。児童手当は年に3回しか支払われず、給食費としてはタイムラグが発生しますが、はじめに公費を投入しておき、年度末に戻していただくなどすればよいのではないのでしょうか。

未納分については、市がきっちり徴収するということで、保護者は支払った分の給食費はきっちり自分の子どもたちに戻ってくるということで納得をされるのではないのでしょうか。

1回目の質問とします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 学校給食の経費負担につきましては、学校給食の実施に必要な施設・設備、人件費につきましては学校給食法の規定によりまして、設置者である紀の川市が負担し、食材等に要する費用は保護者の負担と規定されているため、保護者は学校給食費を各学校が指定した金融機関の口座への振替、または学校の現金集金により支払っております。

一般的に、学校給食費を私会計において管理している場合、幾つかの問題点がございすけれども、紀の川市では学校における給食費の管理は、主として学校事務員などが行い、学校給食センターの会計担当職員と連携して管理をしており、未納・滞納が発生した場合には、まず学校から面談や訪問により保護者に催促をいたしますが、納付される見込みが低いと判断される場合など、議員がおっしゃるとおり、児童手当から特別徴収することの承諾をいただいた上で、児童手当が支給される際、給食費が支払われる仕組みになっており、児童手当による支払いができない保護者については、給食センター職員が訪問徴収や支払い督促申し立てにより滞納処分手続を行っております。

また、食材の発注・受領・支払いは給食センター職員が行っており、精算処理も学校の担当職員と連携し、過誤が生じないように管理しております。

このように、紀の川市では私会計において学校給食費を管理しておりますけれども、私会計運営の問題点とされている部分は、学校と給食センターとの連携運営により特に問題はなく、給食費の徴収率についても各給食センターとも99%を超えております。したがって、現在のところ、現行の制度を引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食費を全児童・生徒を対象に、児童手当から特別徴収できないかとの質問ですけれども、紀の川市では、未納者で納付する見込みが低いと判断される場合や悪質な滞納と判断される場合など、保護者に児童手当から特別徴収することの同意を受けて、児童手当から徴収をいたしております。

学校給食費が、全児童生徒を対象に児童手当から特別徴収できれば、滞納問題が解消され、確実に収納できるのですが、児童手当の受給資格者となる保護者が紀の川市外に住所がある場合や公務員の場合には徴収できないこと、滞納していない保護者に徴収の同意を

求める是非についての問題もあり、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○副議長（杉原 勲君） 再質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

紀の川市の学校給食センター管理規則では、給食センターは給食費の経理を行い、徴収を行う規定はありません。学校給食センター運営委員会規則で、徴収に関することを教育長に助言できるとあります。では、徴収は誰の名のもとに行っているのでしょうか。文部科学省は、給食センターは市が設置しているから市長名で徴収することに問題はないとしています。これを根拠に、以前専決処分を認めた給食費の未納に対する支払い督促を行ったのだと思います。

1問目で、債権の管理についてお聞きをさせていただきました。この給食費は、民法が適用され、なおかつ私会計で会計処理が行われております。この給食費についても、きっちりとルールを決めてはどうでしょうか。

学校入学時に、給食について説明をし、異議がなければ黙示の契約は成立すると考えることができます。かたい話だと言われるかもしれませんが、入学時に市長名あてなどで給食の提供について契約を結んだ状態にあるよう、給食申込書などに記入をしていただくといった、念には念を入れてといったことを行っているところもあります。

先ほども言いましたように、給食費には民法が適用されます。保護者と誰が給食の提供について契約状態にあるのですか。市長でしょうか、教育長でしょうか、センター長でしょうか、学校長でしょうか、センター運営管理委員会会長でしょうか。市が集めるお金は、一般会計であれ特別会計であれ、全て歳入としてきっちり管理するのが本来の姿ではないのでしょうか。学校給食は、市の公的な事業であり、給食費を集めるのは公務ではないのですか。ならば、地方自治法第210条の規定による総計予算主義に当てはまるのではないですか。

現在、滞納が非常に少ないのは非常に評価できます。しかし、現在の方法で問題がないからといって、私会計のままというのではなく、センター方式になったことで職員も配置しているのですから、市として、教育委員会としてどう管理するかだと思います。給食費の口座引き落としとともに、公会計化する自治体がふえています。今後、さらに研究・検討していけないか、再度お伺いします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

給食費の徴収につきましては、私会計ということで学校徴収金という位置づけといたしまして、それぞれの学校により徴収を行い、センターで管理をいたしております。

先ほど答弁をいたしましたように、高い収納率を保っております。また、仮に滞納があった場合、最終的には学校給食センターの設置者といたしまして、紀の川市長が民事訴

訟法第383条の規定による支払い督促の申し立てにより履行を請求することが可能でありますので、私会計による一般的な不公平は発生せず、法的にも問題ないと判断いたしてございます。

ただ、今後、公会計で実施している市町村もあることから、公会計の実施の是非についても研究をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問はありませんか。

〔榎本議員「はい」という〕

○副議長（杉原 勲君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

○副議長（杉原 勲君） 次に、15番 西川泰弘君の一般質問を許可します。

西川泰弘君。

はじめに、地方創生と農業振興についての質問をどうぞ。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 今回の一般質問で、既に少子化対策、あるいは紀の川の活性化、あるいは過疎化要因の解消について等、地方創生に関するような質問があったんですが、私のほうからは、ちょっと視点を変えて考えた内容を質問したいと思います。

役場へ来る途中に、自民党のポスターが立ってまして、そのポスターの字として、「地方は成長の主演」と書かれてるんですよ。安倍総理の写真と、その中へ書かれている言葉は、「地方は成長の主演」というのを書かれています。だけど、それを読んで、ああいいこと書かれてると思う人があるんですかねと思います。いつも。何か白々しく感じて。地方は、捨ておかれてるような感じがするの、こういうときだけ選挙目当てかもしれないけども、「地方は成長の主演」というような書き方をされています。

安倍政権になりまして、東京一極集中に歯どめをかけると、地方をそして振興していくという意味で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのが平成26年12月27日の閣議決定されました。そして、そこで国が総合戦略を設定いたしまして、それに勘案するという形で「地方版総合戦略」を各自治体でつくれというふうになってます。年度内に総合戦略を策定した自治体には、2016年に創設する新型交付金を支給するという財政的支援が約束されております。

この件につきまして、ただ当初から地方創生ということには多少問題あるんじゃないかと、過去を振り返ってみても、いろいろ問題あるんじゃないかという意見がございます。元島根県知事であり、また、これも元になるんですが、総務大臣を務められました片山善博氏は、「詐欺に遭う人は何回でも遭う。自治体は気をつけろ」という言葉を言ってます。もう一回言います。「詐欺に遭う人は何回でも遭う。自治体は気をつけろ」と言ってます。

このように言われてますように、過去に何回も地方の活性化のためにと、これは選挙対策であったと思うんですが、いろんな施策がなされてきましたが、結局ばらまき施策にすぎなかったと。それから以降、そのいろいろな施策によって地方が活性化されたという話

はほとんど聞きません。だから、今回もまた地方創生というのが出てきたんではないかと理解していいと思います。

そして、本当にこれを進めております内閣官房創生本部事務局長も、このように言ってます。「これまで国が進めてきた全国で同じような金太郎あめの施策は要らない」と言ってます。要するに、各地域から施策として地域創生のいろいろな施策は出るんですが、切ってもみるとどこも変わりはないじゃないかと、そういうのを国も今回は必要としてないということ言ってます。

ただ、こう言ってることは言ってるんですが、まず去年ですか、ことしですか、新交付税の目玉として、地域消費喚起型、生活支援型という、要するにプレミアム商品券が2,500億円を使って発行されました。これは、都市と地方の格差是正のための支援策であったと思いますし、アベノミクスで結構都市にいる住民というのは恩恵を受けたんですが、地方はなかなかそれが届かないということで、地方に少し景気がよくなるようにということで、このプレミアム商品券の発行がなされたというふうに思うんですが、結果として、地域がこれでもって活性化したなんてまるで考えられないと言ってもいいと思います。

特に、紀の川はちょっと問題があったんじゃないかと、私は思ってます。ほかの地域に聞きますと、3割補助するところを2割にしたりしながらでも、一般の企業というか、スーパーまで適用して、そこで買っていいですよと大体してます。岩出市、海南市、和歌山市、橋本もやってんのかな、そういうことをやってる。

だから、例えば、ばらまきとしても、市民全体が恩恵を受けたほうがよかったんじゃないかと、紀の川方式で果たしてこれで紀の川の商工会が強化されたんかどうか、多分そういう意図があったと思うんですよね。商工会へ入ってる人たちは、プレミアム商品券を使うと、そしてその商店が強化されると。だから、そこへ入ってない人は券使う権利がないということですから、入ってる人はこれを使っていただいて強化できるってということなんですけど、使うところは利益得たかもわかりませんが、同時に使わないところもあったわけですから、全体として、紀の川の商業者としてどれだけメリットあったかというのも、多分疑問ではないかというふうに思ってます。

ただ、26年度から新しい交付税で財政支援があるんで、全国でこの地方版の総合戦略というのをつくってるんですが、聞こえてる声といいますのは、「本当の意味でつくろうと思えば到底時間がない」ということと、「地方らしいものが到底できない」という声が聞こえてきます。ちょっとこれは言い過ぎかも知れませんが、こういう言い方もしてるんですよ。「名ばかりのコンサルタントが地方を食い物にしている」と、これはこっちでも気をつけていただかなきゃいかんと思ってます。

これもこっちやってますけども、多分どこ行ったってそうらしいんですけど、コンサルタントが延々と内容を説明して、地域の声というのはほとんど反映されない形で、いわゆる金太郎あめの、ここも、あそこも、あっちも同じような形で戦略ができ上がってくるんじゃないかと。これがまず、心配したとおりになるんじゃないかというふうに言われてま

す。

ここで、本来の私は地域創生のテーマであります地域活性化について、提言も含めて少し考えてみたいというふうに思います。これは一番大事なんですが、地域の特性に則した地域の課題の解決、これこそが地方創生だというふうに思っていると思います。地域地域で、その特性を生かしながら、そしていろいろな問題はないわけじゃないですから、その課題を生かすということにして前へ進んでいくということをしなきゃ、到底また同じようにばらまいて、各地域とも金額の大小があるとしても、同じことをやるということの繰り返しになるんじゃないかというふうに思います。

一般論としましては、若い世代の就労、働き口ですね、それで結婚、子育て、これに則したまちづくりを重要なテーマにはしてます。どこもしてるんです、これ、同じような形で。しかし、考えてみると、どのような施策を打とうが、働く場所がないと人口減は絶対食い止めることはできないというのは、これはもう当たり前の話やないかと思います。東京は、子育てとかさっき言ったようなことが全て完備されてるとか、あるいは金額的に安いわけじゃないんです。東京はどっちかと言ったら、いろいろ高いです。子育てでも何でも高いんですが、だけど、その人に合うような職業があると、就労場所があるということで、東京一極集中につながっていくというふうに考えられると思います。

だから、働く場所がない限り、例えば簡単ですよ、子どもに対して、そんなにむちゃくちゃ補助って出すわけにいかないから、2割ぐらい余計補助出してくれても、働く場所がないとこへ住みますかということです。働くところがあって、子どもたちの大きくなるのにある程度お金要っても、そのときに借金を例えばしてたとしても、その後自分が働く場所があったとしたら、そこに住みつく可能性があるというふう考えていいと思います。

ここで、ちょっと話はそれるというわけでもないんですが、ちょっと過去に少しだけ目を向けたい。昔は、皆さんも御存じのように、人口というのは全国にある意味ばらまかれたんですよ。それぞれ全国、あらゆるところでそれぞれの生活圏が存在したと。その理由というのは簡単ですね、第1次産業はそこにあったということなんです。農林業、そして工業ですよ、工業って石炭とかそういう産業ね、石炭掘るとか。例えば、夕張とか大牟田とか、ああいうところは石炭産業があって、そしてそこに生活圏もできて、商売人も寄ってくるし、いろんな人間が集まって、そこが栄えてたというようなことがあるわけです。

だから、第1次産業があったがゆえに、全国全体へ人口がばらまきよった。要するに、紀南のほうであって、新宮とかあっちの南のほうであっても、あそこでは林業があり、また少ないながらも農業があり、漁業があったと。だから、そういう人たちが住んでるから商売もそこではできたということなんです、ところがやっぱり経済発展に伴って、2次産業、3次産業へ働く人がどんどんどんどん移り住んでいくということは、これはやむを得ないことだということは認めなきゃなりませんけども、紀の川市みたいなところで人口減少を食い止めるためには、どんどんどんどん工場来てくれたらいいですけども、来てくれない限りは、昔は定着してたということを前提にしまして、昔は地域、紀の川市もいっぱ

い人口が定着したということは第1次産業があったからなんで、その第1次産業をさらに活性化するということが、今どっか外へ働きに行くとか、工場誘致するというだけではなくて、今まであったところへ働き口をさらに拡大していくということが、これから紀の川市を考える場合大事じゃないかというふうに思います。

特に、紀の川市のように、ほかに産業がないということもあるんですが、基幹産業として位置づけられている農業の振興を図ることが、他産業への人口の移行を何とか抑えていくことができるし、これがまた具体的であって、実現可能な方式。ただ、今は百姓が悪いからという形で、どんどんどんどんほかの職業へつく人があるんですが、この農業というのをもうちょっともうかるような形の産業にしたら、紀の川市はある程度人口の流出をストップすることができるんじゃないかと。ほかにそんなに具体的な方法ってないと思います。

先ほど、企画部長が言われてましたように、そんなに企業なんか来てくれるはずもないですから。来てくれても、大体皆さんも御存じのように、アルバイトか季節労働者が欲しいということで、幹部の人たちはほとんど来ないでっていう工場が多いですから、そういう中で農業が本当の意味で振興することができたら、そしてまたこの農業に生きがいを見つめることができたとしたら、そこへは昔は長男だからという形で農業へ定着して、人口がそんなに減らなかったというのが、今後いろんなところから農業をしたいという人を集めることによって、人口のひどい減少を抑えられるんじゃないかというふうに思います。

先ほど言いましたように、その地域の特性を生かして、できないことを今するというのが、僕は創生だというふうに思ってます。特性としたら何かというと、紀の川は水と太陽と土地があるということなんですよ。そして、もう一個非常に有利な面は、大消費地、大阪に隣接してるということが非常に大事な要素だというふうに思います。

ただ、こういう中にあって、ほかのところができて紀の川にはないっていうのは土地の区画整備です。これはやっぱり大きな問題です。コスト低減のためには、地域の中で圃場整備をしておくということが非常に大事な要素だというふうに思ってます。もしそれができたとしたら、私は農業地帯としての紀の川は、和歌山なんかでは当然のようですけども、何か活路を見出せるんじゃないかというふうに思ってます。

そしたら、若い新規の農業者、あるいはUターン、Iターン、あるいは60歳以上の就農でもいいんですけど、よそで働いて60歳になったからこっちへ戻ってきて、健康兼ねて百姓するというような人たちが来ていただけるようになるんじゃないかと。この農業を振興させるということは、防災とか、あるいは環境を守っていくに非常に役に立ちますから、多分紀の川市というのをアンケートとると、紀の川の自然が素晴らしいと言う人がいっぱいいらっしゃるはずなんですが、それを守るためには農業を何となく続けていてくれる人がないと、だんだん荒廃をしていきます。私も農業委員をしている関係で、このままほっとくと後5年で耕作放棄地がさらにふえていくというのが、もう目に見えています。

耕作放棄地がふえると、ちゃんと農業をやろうという決意を持ってる方も非常に百姓かやりづらくなると。隣の草が生えてきて、それすら処理しなきゃいかんというふうになるんで、大変農業がやりづらくなるし、そしてまた活性化ということを考えましても、何かみんながある程度農業に携わって、それが一つの共同体をつくって、池の管理とか溝の管理をやれば、何とか農業やっていけるんですが、自分一人が、二人や残されると、とてもそんなことができないし、道路の整備もできないということになると思いますから、そういう形で、今後、紀の川市をもうちょっと農業の場所として、もちろんよそへ働きに行くとかというのは否定するわけでも何でもないです。それは、いろいろな形で工場誘致なんかは今までどおり続けるんですが、もう一つの大事な要素として、今まであった農業というのにももうちょっと目を向けていっていただければいいというふうに思ってます。

それが結果として、紀の川がもともと皆さんが言われてるように、自然豊かなバランスのとれたまちを維持していけると。このままほっといたら、到底こういういいまちは消えてしまう可能性がありますので、農業を存続させることによって理想に近いような形で自然とバランスのとれたまちになると。だから、そこだったら行ってみようというような人がふえてきていただければありがたいんじゃないかというふうに思ってます。

この点につきまして、全般ですけど、具体的な話、農業もかなり発展させるためにはどうするかということに関しては次の質問にしたいと思いますので、基本的な考えといたしまして、紀の川市の地方創生の中で、農業は大事だという形で企画あたりも位置づけるかどうかということの御答弁をまずお願いいたしたいと思います。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 西川議員の地方創生と農業振興についての御質問にお答えいたします。

地方創生に資する紀の川市の総合戦略については、本年12月中の策定を目指し、鋭意取り組んでいるところでございますが、総合戦略の策定に当たっては、国の政策分野であります「しごとづくり」、「ひとの流れ」、「結婚・出産・子育て」、「まちづくり」に係る各分野を幅広くカバーすることが求められており、特に、雇用の創出につきましては、地方創生の好循環を生み出す重要分野として位置づけられております。

さらに、総合戦略は紀の川市の特性や地域資源を生かし、住民に身近な施策を盛り込み、効果の高い施策を集中的に実施していく必要があります。総合戦略策定に際し、実施いたしました市民意識調査での意見を分析した結果では、「他地域に誇れる紀の川市の魅力」として、「農作物、農業」という意見が上位を占めています。このことから、紀の川市の地方創生を図る上で、当市が全国に誇れる地域資源であります基幹産業であり、「農作物、農業」を活用した雇用の創出をはじめ、「ひとの流れ」、「結婚・出産・子育て」、「まちづくり」への施策の展開は重要なテーマでありますので、総合戦略に取り組む必要があると考えてございます。

○副議長（杉原 勲君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） 西川議員の農業振興についての御質問にお答えをいたします。

本市の基幹産業は農業であるという状況が、就農者の急激な減少により農業生産環境が大きく低下し、実情は後退の一途をたどっていると言っても過言ではありません。

就農者減少の最大の要因は、それぞれの時代背景はあるものの、農業政策全般にわたる国家戦略が農業従事者の立場に即した施策を打ち出せなかったこと、また地域農業の状況に応じた対策が講じられず、米を中心とした画一的な施策に終始したこと等により、農産物価格の長期低迷化を生み、農業所得の伸び悩みや農業の将来展望を考える中で、多くの農家が農業経営に見切りをつけ、子弟を大都市に送り出す、いわゆるサラリーマン化が進んだためだと考えてございます。

また、議員も申されるとおり、本市は温暖な気候で、四季を通じ多種多様な農産物の栽培が可能で、大型産地直売所も完備されており、しかも大都市消費地にも近いなど立地条件にも恵まれている中で、農業をしやすい基盤整備がおくれたことも要因の一つと考えられ、それは生産・労働コストの面では弱点にもつながっています。加えて、多くの耕作放棄地を発生させ、担い手農家や新規就農者の育成、農地の流動化などの農業振興施策の推進に大きな妨げとなっていることも事実であります。

議員は、農業施策全般にわたりまして精通されております。特に、圃場整備事業につきましては、熱い思いも持っておられます。私どももこの事業を実施しなければ、本市の農業に明るい展望は見出せないという考えのもと、農業基盤整備事業の中心に位置づけ取り組みを進めてまいりましたが、事業費負担、おのこの農家の思惑や考え方の違いにより、地域がまとまらないといったことで進捗していないのが実情でございます。

県では、事業規模を縮小して実施できる事業化も検討されているようでございますが、市といたしましても、こうした制度改革をうまく活用しながら、高齢等で耕作できなくなった農家の農地を地域の中心となる経営体に集積することで、事業費の負担の軽減にもつながることから、地域の中心となる区の代表者や耕作者に対しまして、圃場整備事業の推進についての説明を丁寧に粘り強く行い、実施についての理解を求めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、紀の川市の第1次産業である農業の再生を図るための市の方針、考え方でございます。国においては、農業・農村所得の倍増を目指す農政改革を実行するとして、農地の有効活用や担い手への農地利用集積を進める中間管理機構の創設を、また地方創生として、各地域、地方がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を形づくることを目的に、就業機会の創出を打ち出しております。

農業・農村所得の倍増といった考えは、机上の空論にはすぎませんが、紀の川市の特性はやはり基幹産業である農業を活性化させることに尽きると考えます。農業が元気になれば他産業にも好循環が生まれ、美しい自然環境も後世に引き継ぐことが可能です。

農業就業人口は、10年前と比べ29%減少しており、加えまして、基幹的農業従事者の高齢化率も56.8%になっていますが、これらを食いとめる農業振興施策が必要です。繰り返しになりますが、そのためにも農業経営がしやすい圃場整備事業の実施が不可欠です。農家の意識改革も必要です。難しいこととは思いますが、農地を地域の財産として捉え、次世代の就農者に引き継ぐという考えを理解していただき、圃場整備への取り組みを今後もしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

また、営農支援施策の強化も必要です。予算措置をしてございます多くの事業は、国・県事業でございまして、市単独事業は数事業にとどまってるといった状況です。こうしたことも含めまして、紀の川市独自の農業振興施策が打ち出せるよう、関係機関や就農者の意見・意向もお伺いしながら対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（杉原 勲君） 再質問はありませんか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 今の答えは、もう一回質問してからやってほしかったんですけども。

だから、なぜ圃場整備かということを再度回繰り返します。

とにかく余りもうからんから、高齢化したらとにかく出ていくという循環が繰り返されていることは事実なんです。ただ、その中にあって、紀の川市の長計の中では、目標年度が29年度になってるんですが、圃場整備4カ所することになってるんですが、これはまずできてないと。これできてないのは、今言われたように、いろいろ問題があったことは認めます。ただ、今物すごい大事な時期だというふうに思ってます。

というのは、ことしの国の農業関連の概算要求の中では、TPPの決着もにらんでるということがあるし、また参議院の選挙対策ということもあるとは思いますが、そしてまた二階総務会長が非常にこの土地改良ということを重要視されてまして、非常に多額の予算を要求されてます。ちょっとここにあるんですが、区画整理などの関連予算は、15年当初より1,000億円多い4,588億円を計上してます。これは、二階派の西川農林大臣というのが前いましたよね、この人あたりが多分二階総務会長の指示を受けて非常に走り回ってるそうなんですが、こういうことをするんだという決意をもって農林予算を非常に高額にというか、概算要求として大きく獲得しようとしてます。

それと同時に、もう一点は、これはまだ本決まりになってはないんですが、和歌山県の新施策として、何かのところで新しい制度をつくろうとしてます。それは、簡単に言いますと、こういうことなんですよ。

まず、場所としては、国営総合農地防災事業の受益地、要するに貴志川に事務所を持ってるところの受益地、ですから和歌山と岩出と紀の川のみに限るんですよ、やろうとしてる場所は。そこでは、今まで10町一つの単位だった圃場整備を5ヘクタールにしようというふうにやってます。そして、農家負担軽減策として、県単独事業を創設かつまた圃場

整備内のハウス果樹に対して補償事業を創設、要するに負担を余りかけないで、この圃場整備した区域内はちゃんと農業やっていけるような場所に和歌山県はしますということを、今ちょっと立案中というか協議中なんです。まだ、これは知事のオーケーは出ないんですが、多分できるんじゃないかというふうに思ってます。そうすると、農業者、受益者の負担がかなり減ると。それで、これはかつまた中間管理機構の農地集約という制度にも合わせて、さらに軽減策をとろうという形でやっています。これが、ことし大々的に、ことしにできると思いますので、圃場整備するんだとしたら、ことしが本当にチャンスの年だというふうに考えていいんじゃないかと思います。

とにかく和歌山県としても、今までは余り野菜づくりというのにポイントを置いてなかったんですが、だんだん果樹がだめになってきたということもありまして、果樹単作よりも複合経営をなさいということに方向が移行しつつあります。それを果樹単作を野菜もつくれとまでは言っていないんですが、例えば、梅だけつくってても、もう危ないですよという言い方はしてます。梅単作で、随分もうけてる紀南のほうの農家に対しては、もっと作物をばらまいとかなないと、梅では大変なことになる時期がもう既に来てますからということで、そして大阪に隣接している、先ほど言いました和歌山、岩出、紀の川については、大消費地大阪の野菜産地として何とかやっていけないだろうかという方向に動いてます。大阪に対して、新鮮でかつ安全・安心な野菜の供給基地をつくろうとしていることなんです。

だから、これからは、先ほど市長も言われてましたように、関空道ができると、関空道は人の移動だけを考えるんじゃないで、あの道を使って物を大阪へ運び込むということも考えとかなないと、下手打つと、あの道はできたけど、どんどんどん人に向こうへ行ってしまうて、買い物は全部大阪で、さらに紀の川が廃れたということにもなりますので、物流、物の流れとしても、あの道、トンネル、関空道は使うんだという形の位置づけは必要ではないかと思います。

こういう形で、地方創生なんかやるとお国が喜ぶということは、もうわかり切ってますよ。海外への輸出等を項目の中に入れなさいとかね、もうわかりやすいのは、6次産業を計画するというのも入れてくださいみたいな、入れてくださいとまでは、入れたら補助がつきやすいですよなんてことを言うんですが、考えてるほど海外の輸出は有利ではないと、有利ではないというわけではないんですが、あくまでも物流業者をお願いしないと農業者が勝手にやっても、到底海外との間の交渉はできないですし、物流業者が中へ入ってやらざるを得んという状態ありますから、つくったものは安く買いたたかれるという可能性はあります。

ただ、それも向こうではこのくらいで売れましたんよということだけしか言わない。非常に、あんぽ柿にしても高く売れましたって言うんですけど、じゃ、トータルとしてどうだったですかっていったら、案外そうではないという場合もありますんで、海外の輸出に関しても、項目として書くのはいいですが、簡単にもうけられるというような状態ではな

いんではないかというふうに思います。

それから、6次産業ですね、これ6次産業一つだけ具体的な例挙げときます。紀の川市へカット野菜の工場が来る予定でした。6反ぐらいあるのかな、もっとあるのかな、それぐらいかな。その予定がありまして、県のほうも6次産業といいますから、非常に喜んで、お金も貸しますという形でどんどん事業が進んでました。農業委員会も許可しました。

ところが、最終段階になって、東京の大手スーパーとの契約が破綻しました。そういうことがあって、その当事者がこの間寄りまして、どういう理由でだめになったんかということを知りました。値段の差ではないんですよ。株の新規の会社をつくりますから、株の持ち株比率でもめるんですよ。要するに、向こうのスーパーとしたら、自分の子会社的に扱いたいんで、株をそれだけ持ちたいと。こっちとしたら、そのくらい持たれると、向こうの言いなりになるからそんなに持たせませんと。要するに、向こうは最後は商売人ですから、どのくらい安く仕入れるか、どのくらい安く売れる値に設定できるかですから、農業者のことは余り考えないような形で、それは株握ればできますからね。半分以上の株を獲得したら、こういうふうにせえっていうような指示ができますから、それで破綻して、それはもうオジャンになってるんです。

だから、そのときは紀の川市としても喜びまして、雇用もいっぱいできるし、紀の川でつくった野菜はそこへも持っていけるしということで喜んだんですが、6次産業というのはそんなに簡単なものじゃなくて、例えば、よく言われるんですけど、6次産業やる人たちの間でもよく言われるのは、10人あったらもうけるのは一人ぐらいだろう、1割ぐらいですと。趣味でやるのは結構ですけども、本当にもうけて産業としてやっていけるのは1割ぐらいしかありませんというお話になります。

だから、そういうことじゃなくて、紀の川の地理的条件と大阪へ近いと、そしてまた物流としても本当に今後は近くなるという有利性を生かして、じっくり腰を落ちつけて、本当にやることをやるという方向で進まない限り、何か調子のええことばかり乗っていると、後で考えると大変なことになるんじゃないかというふうに思ってます。

こういう形で紀の川をさらに農業地域として発展させて、そこへ雇用をつくっていくということに関して、市長、もういつも聞いているからわかってるといのはわかっているんですが、何か考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 西川議員の非常に紀の川市として大事でもあり、ただ難しい問題でもある農業問題、基幹産業は農業であると、合併当初から申し上げてきておりますし、その一番には、やはり圃場整備であると。西川議員、貴志川の議員当時から、貴志川の地域の圃場整備に大変御苦労いただいた、一緒になって取り組んできた経過の中で、合併したこの紀の川市を貴志川のような圃場整備をやりたいということで、職員も地域地域に赴いていろいろと説明は進めてきたけれども、なかなかもう私で農業は終わりだと、

息子が帰ってくるつもりがないんだというふうな家庭が多いようで、圃場整備をしとけさえすれば、ほかの人でも耕作してもらえますよという話までしましても、なかなか乗ってきてくれない状況が現在に至ってるということでもあります。

また、国においては、先ほど、二階土地改良連合の会長になった状況の中で、農業に、また土地改良に力を入れていくということの中で、国ではもう何十年も前から圃場整備をやっておる、あの新幹線に乗って走りますと、ほとんどの水田が圃場整備されております。

今度は、あれを1ヘクタール単位の圃場にしようというような計画も出てるようですが、それを就労の経費節減等々大型農業という格好になるのではないかなと思うんですが、一方、先ほど西川議員が言われたように、農地防災事業の和歌山市・岩出・紀の川市においては、圃場整備をやりたい場合は、5ヘクタール単位でも結構ですよというふうな立地の違いによって、大きくしたくてもできない地域もあるわけで、それらを根気強く地域の皆さん方に説明をし、できるだけ圃場整備の推進、また新鮮な今、めっけもんがああいう格好で大変盛況でありますけれども、このままでずっといけるとは私も思ってませんし、より高度な、新鮮な野菜を大消費地の大阪へ送り込める紀の川の農業を確立していく必要があるのではないかなと。これは市だけの問題ではなしに、ＪＡや市民の農業に携わる皆さん方とともに考えながら進めていく必要があるのではないかなと、そのように思っております。

議員各位のいろいろな提言、相談等々させていただきながら進めていけたらと思っております。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問はありませんか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 最後に、部長に確認の意味で言っときたいと思いますけども。

今まで言ってきましたように、紀の川の課題として、農業の課題としては圃場整備だということをお求めになったと思うんですけど、圃場整備につきましては、私の経験からですけども、西山でやりますと、西山というのはミカン農家で有名なんですけども、Ｕターンで戻ってきた人はミカンをつらないで平地へおりてくるんですよ。やっぱり採算とれる農業というのは、ミカンをやってもいいけども、その下へおりて圃場整備されたところで施設園芸をするというのは、一番有利みたいな感じが、私どのくらいもうけてるとかいうようなことは聞いたことはないんですけど、どうもいうふうに感じで、そういうＵターン組は何人もいらっしゃるの、どうしてもどこの地域でもそういうことも含めていったらいいんじゃないかと。

どう考えても、自然発生的にみんなでしようなんて意識はなかなかできなくて、農林部の職員さんとしては大変なんかもしれないけども、みんな何回も寄せて、その目的をきっちりさせて、目的意識を根づかしていくという産業を今後していかなきゃいかんのかなと思うんで、もしそういうふうなことにに関して反対というとか、問題がないとするならば、

そのように努力をしていただけるかどうかを御答弁願って、終わりにします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 圃場整備につきましては、議員からもお話が出ましたように、県のほうでは、従来でしたら県営事業は10ヘクタールというような中で縛りがあったわけでございますけれども、それを5ヘクタールになるであろうというような形の中で、今作業を進めておるといことも聞いてございます。

また、施設の補償、例えばハウスを撤去するとか、ミカン等の花木等についても補償があるということの中で、条件としては2分の1以上を畑地帯ということで、二毛作をしてくださいと。今まででしたら、米だけ植えて終わりというような状況であったんですけども、要件としては、野菜等を2分の1以上つくらなきゃなんというようなことで、土地の有効利用をしていただくというのが目的で、恐らく制度設計をしてるというふうに思います。

議員につきましても、新規就農の認定に関しまして、審査員というような形でお願いもしてることでございますが、今の新規に就農してくる人については、米はつくりたいよ、米をつくったら経営が成り立たないというような状況の中で、申されてございます施設園芸であるとか、露地の野菜栽培、こういった形の中で所得を上げていく、生活の基盤をつくっていくというような取り組みをされている方が非常に多うございます。

そうしたことで、営農の分については、当然JAさんとも調整をとっていかねばなりませんけれども、JAさんとしっかり連携をした中で、御飯が食べられるものをしっかりとつくっていくというようなことも必要でございますので、こうしたことも含めまして、新たな制度構築でありますとか、農業のしやすい営農支援、こういったものをできましたら市単独というような県の補助、国の補助をいただかない中でやれていけたらなというように考えてございます。

ちなみに、平成27年度の当初予算でございますけれども、総額309億5,000万円に対しまして、農業費に係る部分については8億1,500万円、わずか2%というようなことでございます。基幹産業が農業であるというようなとても数字ではございませんので、こうしたことも含めまして、営農のほう、また施設整備のほうにもしっかり当局のほうに予算要求、こういった部分をしっかりとさせていただきますので、よろしく理解のほどお願いいたします。

○副議長（杉原 勲君） ここで、しばらく休憩します。

（休憩 午後 0時07分）

（再開 午後 1時14分）

○副議長（杉原 勲君） 再開します。

休憩前に引き続き、西川議員の一般質問を続けます。

それでは、西川議員。

不登校児童・生徒についての質問をどうぞ。

○15番（西川泰弘君）（質問席） それでは、早速、一般質問に入ります。

2014年度の県内の不登校児童・生徒の割合は非常に高いと、県内ですけれども、全国平均大きく上回っておりまして、小学校で全国最下位、中学校でワースト3位だったということが明らかになっておりまして、またいずれも増加傾向にあると言われております。

果たして紀の川市はどうかということをもっとお聞きしたいんですが、この不登校に関しましては、私は学力テスト以上に大きな問題かというふうに認識しております。不登校の中にはいろいろな理由があると思いますけれども、この新聞に載ってる不登校というのは、学校生活になじめないとか、いじめに遭い登校できない、非行グループに入って登校しないで、30日以上欠席したのを不登校に入れてるみたいなんですが、紀の川市はどうかということなんです。とにかく、不登校というのは、いじめとか、あるいは極端な場合自殺につながったりするような場合がございますので、非常に大きな問題として捉えていかなければならないと思います。

とにかく紀の川市についての現状をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 新聞報道にありました学校基本調査における「不登校」は、何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的要因や背景によりまして、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある児童・生徒の数を指しております。その欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、遊び・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるとされております。

本市の平成26年度中の不登校児童・生徒数は、小学校は27名、中学校は46名であります。全国平均と比べ、全児童生徒数に占める割合は、小学生ではやや上回り、中学生は下回っている状況でございます。

児童・生徒が学校に来られない理由については、さまざまな要因があるであろうことは言うまでもありませんが、小学校の児童・生徒については、学校の生活リズムに適應できない。家庭状況の不安定さが子どもに心理的な影響を与え、学校に登校できない。事故や病気による不安があり、そのことから学校生活を送ることができないなどが主な要因であります。

一方、中学校では、小学校の要因に加えて、自分の思いをうまく伝えられず、友人関係、人間関係を構築できない。問題行動に起因して、学校生活を送ることができないなど、主な要因や傾向といったものは推しはかることができます。しかし、子ども一人一人の状況は異なっているため、対応も個々に十分な検討が必要となっているのが現状でございます。

○副議長（杉原 勲君） 再質問はありませんか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） 大体理由についてわかったんですが、紀の川市独自で、これという特徴あるんですかね。もしあったら、それを、個々の場合ではなくて、全体としてこういう傾向が多いですよというような特徴があれば教えていただきたい。

そして、県の教育委員会では、不登校の子どもを減らすことは喫緊の課題、あらゆる手段を講じたいと言っておりますが、紀の川はどのような対策を打たれているのか、お聞きします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 西川議員の再質問にお答えさせていただきます。

紀の川市独自の、または特徴的な不登校に対するものがあるのかどうかというお問い合わせであります。紀の川市だけ、またはある学校だけというような特徴はございません。全国的な傾向と同じ傾向を示しております。

不登校への対応についてであります。まず私は、早期発見、早期対応が大事であると思います。そのためには、児童・生徒の欠席状況とともに、その傾向を示している児童・生徒に早期の支援を行うことが、今の喫緊の課題の一つではなかろうかと思っております。

不登校状態となった児童・生徒に対しては、個々に応じた学校復帰への支援、とりわけ子どもの居場所づくり、子どもが安心して学校に居場所を求めているんだと思っておりますので、子どもの居場所づくりの確保が重要であろうかと考えております。

その認識のもと、紀の川市では教育相談員4名、それぞれの学校に派遣し、児童・生徒からさまざまな相談業務に現在携わっております。また、スクールカウンセラーは、県教育委員会から鞆渚中学校を除く全ての中学校と小学校5校に配置されております。学級担任や保護者に対する相談や対等、その方法、個々の子どもたちへの支援をきめ細かく今後とも行うように指導してまいりたいと思っております。

加えて、家庭環境や生育歴をも含めた支援ができるように、子育て支援課との連携を密にするとともに、毎月1回教育相談員と家庭児童相談員の情報交換会を開催し、家庭への支援を行えるようにしております。そこに、スクールソーシャルワーカーも同席し、学級担任や学校への支援が特に必要と考えられるときには、「ケース会議」という形で会議を持ち、管理職、学年主任、学級担任、教育相談部、関係各専門家も加わり、総合的に支援方法について協議し、指導の強化に努めております。

一方、学校学級という大きな集団になじめない子どものために、家庭的な雰囲気の中で落ちついて一人一人のペースで、学習や人間関係づくりを学べるように粉河地区と貴志川地区に適応指導教室「ほほえみ」を開設し、ゆっくりと自分の話を聞いてもらうことから始め、心理的な安定感を経て自信を取り戻し、そして徐々に学校に戻っていけるような支援を推し進めておるところであります。

教育委員会としましては、部長答弁にもありましたように、児童・生徒の不登校となる要因については十人十色であります。専門スタッフだけでなく、教育委員会、学校職

員、それに関係機関が連携を密にして情報を共有し、対策を講じること。加えて、長期休業などの機会を捉え、教職員の研修も充実することで学校が児童・生徒にとってよりどころになるような、そういう学校づくりを推し進め、子ども一人一人の状況が異なっていることを踏まえ、個々の対応を検証し、不登校児童・生徒がいない状況を目指して今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問はありませんか。

西川泰弘君。

○15番（西川泰弘君）（質問席） ただいま説明を聞きまして、各人相談員とかカウンセラーの先生方は一生懸命されてるんだというようなことはある程度推測できます。ただ、にもかかわらず、これだけの数字が現実問題としてあるのは、どのように考えたらいいかということだと思うんですね。別に、誰かが怠けてやってないとかいうんじゃないくて、例えば、このカウンセラーとか指導員が足りないのか、それで十分相談に乗れないという理由があるのか、どっかに理由があるとしたら、それはどこだということのほうに考えているかということがもしわかれば、要するに分析結果、分析というのはそういうことで、何でだろうかということをしておかなきゃ何の意味もないと思いますので、一生懸命やっています。にもかかわらず、いろいろな事情があるのでというだけでは、本当の意味の説明にはなっていないというふうに思いますので、もしわかればそれも説明していただきたいということなんです。

もうこれ最後の質問ですから、一つだけつけ加えておきますと、私はこの質問についても、読売新聞から知ったということなんです。そして、前回しました学力テストについても、新聞から知ったと。知った中で、紀の川市はどうですかという質問をさせていただいたんですが、そういうことをやりながら、ちょっと残念な気持ちはしています。僕は別に県会議員でも何でも、国会議員でももちろんありませんから、ただの市会議員ですが、紀の川のことはちゃんと知っておきたいなというだけの意識は持ってるつもりなんで、こういう新聞を通じて知って、じゃ、紀の川はどうですかという形で聞かなきゃいかんのを、ちょっとじくじたる思いがないわけではないんです。

だから、この間もなんですかね、総合教育会議についての説明を受けたときに、説明者の方が、多分僕の聞き間違いでないとしたら、民意を反映できるような組織を大事にしながら今後やっていきたいという説明があったと思うんですね。市長さんも入ってということで、そういう言い方をされたと思うんですが、民意を反映するという意識があるとするならば、こういうことで困ってるんだ、けどもこういう状況だということを、やっぱり知るということも大事なことで、前のときも言ったんですけど、コミュニティスクールというのは、先生方の言葉と一般の人間の言葉がどっかですれ違うことがあってかみ合わないということがあるんだから、そういう形の共同した形で会話をしながらより近づけたらいいなと思いますので、できれば私が残念で寂しく感じるようなことがないように、紀の

川市は実はこうなんですということを、もうちょっと早くお知らせ願えれば。

また今回、もうすぐ、まだわからないんですけど、もう学力テストの結果も各出てるみたいですから、個々のことをとにかく言うんではなくて、トータルとしてこうであって、そして分析した結果はここに原因があると思われるというようなことはやっても、個人の攻撃には全然ならないと思いますので、そういうことができるようにしていただきたいということを含めて、最後の質問にいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 再々質問にお答えしたいと思います。

紀の川市の子どもたちの状況、特に不登校の要因とかその背景、社会的な傾向につきましては、いろいろと言われてる中で、特に私は感じておるのが自尊心に乏しいとか、人生目標や将来の職業に対する夢や希望を持ちにくくなっている。それから、無気力な者もふえている。言いかえれば、耐性がなく、耐える力なんです、コミュニケーション能力が低いといった傾向が子どもたちに出ていることも事実であります。

さらに、保護者については、核家族、少子化、地域における人間関係の希薄化、それにより家庭が孤立してる孤立感がある。また、家庭内においては、過保護、多干渉、育児の不安、しつけの自信喪失などの課題を多く抱えているということも事実であろうかと思えます。

そういうことを踏まえまして、学校に対しては不登校や長期欠席の早期の把握とその対応について、全教職員で一致した方向で取り組むようお願いをしているところでもあります。教育委員会としましては、学校等の取り組みを支援するということの一つに、先ほども申しましたように、教員の資質向上を求めています。本年度は、多分議員読まれた読売新聞にも載ったと思いますが、先進地秋田県から中学校の校長を招きまして、研修を行いました。そういった先進県から学ぶということをも踏まえて、資質の向上に取り組んでおります。

また、従来の教育的な手法をかたくなに守るのではなく、柔軟にきめ細やかな指導をする。例えば、少人数指導でもティーム・ティーチングでも、心の居場所づくり、それが保健室登校であっても、相談室登校であっても、まずは学校へ子どもが来て、そして居場所を求めていく、そういう形で今のところ推し進めたいと思っております。

なお、議員指摘の新聞報道のほうが早いやないかと、後で知られるということですが、私どもも学力の調査発表についても、この不登校の調査発表についても、全国的なデータが載るのが新聞発表の前の日ぐらい、だから極めて私どもへ来るのが遅い状況でありますので、できれば、前にも言いましたように、一つは、総務文教委員会で、その都度、ちょっとおくれてでも総務文教委員会でお知らせしたい。また、そういう中身で御指導も受けたい。そういうふうに思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

○副議長（杉原 勲君） 以上で、西川泰弘君の一般質問を終わります。

○副議長（杉原 勲君） 次に、7番 石脇順治君の一般質問を許可します。

石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） トリになりました。もう少しおつき合い願いたいと思います。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、市会議員にならせていただいて、初めてした一般質問が、平成26年第1回定例会での人口増加対策についてでございました。そのときは、平成23年から平成25年度まで、市が実施した若者定住促進奨励事業の終了間際でしたので、その延長すべきではと質問させていただきました。あれから1年6カ月がたちましたが、再度人口増加対策について、質問いたします。

常々、私は市の勢いは人口であると考えてございます。行政も同じ方針のもと、いろいろな施策、事業を実施してございますが、先に実施した若者定住促進奨励事業は、私は紀の川市独自のすばらしい事業だと思ってございます。ここで、少し事業のおさらいをいたしたいんですが、御理解願います。

さきの事業内容は、対象となる方が40歳未満、いわゆる現役世代でございますが、住宅取得するに当たり、交付金40万円を交付し、人口流出の抑制、人口増加の促進を目的としてございました。また、市外から転入される方につきましては、10万円の転入加算をされるという制度でございました。平成23年から平成25年の3年間で、私は大きな成果があったと思ってございます。

そんな中、昨年一般質問を第1回定例会に行ったのはと申しますと、事業終了に当たり、間際でしたけども、こういう事業は普通交付税に依存する地方公共団体においては、国勢調査を見据えた、言いかえれば国勢調査の直前まで継続し、実施し、普通交付税の大きな基礎数値となる国勢調査人口をふやすことが最大の効果が得られるのではと思っておりました。

それと、平成26年4月には、消費税及び地方消費税が5%から8%に上がる時点でございました。住宅取得をしようとする若者が、経済的にも大きな負担も大きくなり、取得意欲が下がるのではと考えたところからでございました。

それに対し、市としての答弁は、「平成26年度当初予算（案）もでき、ほかに人口増加対策を実施していく計画もあるので」という答弁でございました。

そこで今回、改めて人口増加対策について、質問いたします。

まず、1点目の質問でございますが、平成26年の人口増加対策として幾つかの事業を実施するとの答弁でございましたが、その事業につきましては、まず保育所、幼稚園に通う子どもさんが第3子以降の保育料の無料化、不妊治療助成事業、放課後児童健全育成事業、中学生の入院医療費の無料化等々でございました。そこで、それらの平成26年度の成果について、お答え願いたいと思います。

次に、2点目の質問でございますが、私の今回の質問の本意でございます、先ほども申しましたが、若者定住促進奨励事業はすばらしい施策であると考えている中、それを平成28年度から次の国勢調査までの5年間実施できないかということでございます。先ほども申しましたが、普通交付税の算定に使用する人口、いわゆる単位費用と言いますが、その数値のほとんどが、国勢調査であります。

皆さんも御存じと思いますが、その国勢調査が来月10月1日を基準日として実施されますが、その結果が大変気になるところでございます。また、長期総合計画において、紀の川市の平成29年の人口目標値は7万人となっております。今後、それに近づけるべき施策の点検や修正が必要となってくるのではないのでしょうか。

以上、2点についてお尋ねしますが、補足的なお話を聞いていただきたいと思います。

去る、本年5月31日に、ホール田園におきまして、紀の川市少年メッセ2015が開催されました。私も出席させていただき、紀の川市に住む中学生によるメッセージ発表がございました。その中に、名前は控えさせていただきますが、例えばAさんというお名前でお呼びさせていただきますが、Aさんという女子中学生のメッセージに感動したところでございます。

その内容は、「地元小学校の運動会を見に行き、児童の少なさに端を発し、紀の川市の人口減少を知った」とのことでした。いろいろと調べる中、全国で住みたい田舎ナンバーワンに選ばれた市があったとのことでした。島根県の太田市だそうでございます。太田市というのは、世界遺産石見銀山遺跡を有するまちだそうでございます。Aさんは、紀の川市も観光資源がたくさんあるのに、どこが違って人口がふえているのかなと思ったそうです。Aさんの言葉をかりるならば、決定的な違いがあるのかもしれないと思い、探してみたそうです。それは、太田市には、移住支援制度があったということでございました。内容は、移住者に対し、家屋購入者には20万円、賃貸には10万円等々が支給される制度だそうです。

次に、Aさんは、最後に当たり、こう発表してございました。「私がもし移住するのなら、やはり助成金が支給される市に移住したい。紀の川市も独自のアイデアを出し人口増加につなげていけばいいと思う」とございました。

私は、Aさんは紀の川市を愛し、紀の川市の将来を考えてくれているんだなと感じたところであります。この少女の思いも込めて、この一般質問をさせていただきました。御答弁、よろしくお願いいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 石脇議員の人口増加対策についての御質問にお答えいたします。

平成26年度の人口増加対策の成果といたしまして、子育て支援世代の経済的負担を軽減するための第3子以降の保育所・幼稚園に係る保育料の無料化事業につきましては、保

育所で300名、幼稚園で17名が軽減を受けております。

出生率の向上を目指し、市独自に一般特定不妊治療への支援を行う不妊治療助成事業につきましては、一般不妊治療助成件数35件、特定不妊治療助成件数は48件となっており、昨年度と比較して、一般不妊治療助成で15件、また特定不妊治療助成で7件の増となっております。

学童保育の充実を図る放課後児童健全育成事業につきましては、施設数で10カ所、利用者数で523名となっており、昨年度と比較して、利用者で12名の増となっております。

男女の出会いの場を提供する婚活支援事業として、「きのかわ恋むすび」を2回開催し、65名の参加をいただき、15組のカップルが成立いたしました。

子ども医療費助成事業につきましては、制度を拡充した中学生の入院医療費は、24件の支給という結果になってございます。

以上のとおり、平成26年度に実施しました人口増加対策事業は、一定の効果があったものと考えております。

次に、若者定住促進対策奨励金交付事業の実施についてでございますが、第1次紀の川市長期総合計画では、基本構想における将来人口を7万人と設定し、合併後10年間各種施策に取り組んでまいりましたが、平成27年7月31日現在の人口は6万5,585人と、将来人口を約4,400人下回っている状況であります。また、本年10月には、5年に一度の国勢調査が実施されますので、調査結果にも注視してまいりたいと考えております。

そのような中、日本全体において「人口減少時代」に突入し、人口の減少に歯どめをかけるべく、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方に対しても地方版の人口ビジョン、総合戦略の策定が求められております。紀の川市におきましても、日本全体の人口減少が見込まれる中で、いかにして人口減少を抑制するかが重要となってまいります。

平成23年度から平成25年度にかけて実施してまいりました「若者定住促進対策奨励金交付事業」については、その3年間の成果を判断した上で、平成26年度以降については事業を実施しておりませんが、現在、策定に取り組んでおります「紀の川市総合戦略」において、紀の川市の地域資源や魅力を生かした上で人口増加に資する施策、または人口減少に歯どめをかける施策の展開を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（杉原 勲君） 再質問はありませんか。

石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

今の企画部長の御答弁では、現在取り組んでいる紀の川市総合戦略において人口増加に資する施策等検討していくというような主な内容だったと思います。

市長にお尋ねいたします。

先ほど同僚議員との質問と重なるかもしれませんが、合併して10年、この間、中村市

政は小・中学校の耐震化等々、市役所の本庁舎、学校給食センター、市民体育館、いろいろなハード面の事業遂行されてきました。さらには、2市1町による広域ごみ処理施設等も本年度中に完成すると聞いてございます。ほぼ、大きなハード事業はことしでは終わりではないかなというふうに思っております。

特に、先ほども市長申しました7月に期成同盟会を立ち上げました京奈和関空連絡道路、私ごとでございますが、最初の協議会の立ち上げの担当課長もさせていただき、やっと市長の念願がかなって期成同盟会を立ち上げたことに感銘を覚えている次第でございます。

今後、大阪市等々の広域的な行政運営を図る中、今後は市独自のソフト事業を行っていかねばならないのかとも考えてございます。そのソフト事業の一つの看板事業として、先ほど申しました若者定住促進奨励事業を実施できないかと、市長にお尋ねいたします。

○副議長（杉原 勲君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石脇議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

きのう、きょう一般質問、いろいろと皆さん方ある中で、合併して10年たったという経過の中で、特に旧町間のバランスをとることが最優先ということの中で進めをしてきたつもりであります。

合併特例債を有効活用して、ハード面の整備を実施してきました。今度は、ソフト面も何とかしなきゃなんということであります。

そんな中、今、石脇議員も前に紀の川市が取り組んだ若者定住促進の奨励金等々をもう一度考えてはということであります。

紀の川市に来てもらえるべく、けさほどの舩木議員の御質問でも申し上げましたが、安い区画の土地を若者に買っていただいて、一人でも、1件でも多くの市民がふえるように、そしてまた定住促進の補助金も出していけるような、そんなことができたらいいなと、そう思っておりますが、財政事情は非常に厳しい中で、創意工夫を凝らしながら議会の皆さん方と相談をさせていただいて、できる手だてを是非ともやりたいと、そのように思っております。

○副議長（杉原 勲君） 再々質問はありませんか。

〔石脇議員「はい」という〕

○副議長（杉原 勲君） 以上で、石脇順治君の一般質問を終わります。

○副議長（杉原 勲君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、散会します。

なお、議案精査のため、あすは休会とし、4日金曜日、午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 1時49分）